

## 都政課題解決スタートアップピッチイベント

### UPGRADE with TOKYO

#### 第 36 回ピッチイベント 募集要項詳細

##### 【募集期間】

2023 年 12 月 19 日(火)～2024 年 1 月 10 日(水) 18 時(予定)

##### 【応募方法】

UPGRADE with TOKYO ホームページの第 36 回募集要項ページ(<https://upgrade-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/theme/#theme36>)内応募フォームリンク

(<https://forms.gle/iLqWsAaP3GQOrSTP7>)より、応募されるスタートアップのピッチ登壇予定者が、応募フォームに必要事項をご記入いただき、ピッチ素案資料と合わせてご提出をお願いします。

スタートアップのピッチ登壇予定者に対し、TOKYO UPGRADE SQUARE(TUS)の支援もご提供できるよう、応募に当たっては、メンバー登録をしていただくことを推奨します。メンバー未登録の方は、募集要項ページ(<https://upgrade-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/theme/#theme36>)内の TUS メンバー登録リンク(<https://upgrade-square.jp/apply>)より、メンバーの登録をお願いします。

※TOKYO UPGRADE SQUARE(TUS)は UPGRADE with TOKYO の兄弟事業であり、行政機関×スタートアップの連携・協働を促進し、スタートアップの最適なプロダクトを社会へフィットさせることを目指す、官民連携の場を提供しています(ピッチイベントも TUS で開催中)。

スタートアップのピッチ登壇予定者に対し、TUS の支援もご提供できるよう、応募に当たってはメンバー登録をお願いします。

<TOKYO UPGRADE SQUARE(TUS)で提供するサービス>

- コワーキング・交流スペースの利用(様々な属性のメンバーと交流できます)
- TUS オリジナルイベントへの参加(官民連携促進や事業成長に資するセミナー、パネルディスカッション、行政機関からのメンタリング等)
- 企業からの要望に応じて、スタートアップ支援の専門家により、行政機関に対する提案内容のブラッシュアップや経営課題の解決に資するアドバイスを提供

##### 【応募及び問合せ先】

都政課題解決スタートアップピッチイベント UPGRADE with TOKYO 運営事務局

E-mail: [upgrade.with.tokyo@jp.ey.com](mailto:upgrade.with.tokyo@jp.ey.com)

##### 【イベント概要】

審査を通過した 5 社のスタートアップによるピッチイベントを下記の通り開催します。

●日時 2024 年 2 月 2 日(金) 14 時 00 分～16 時 45 分を予定(会場集合は 11～12 時を予定)

●主な内容

- 1 スタートアップによるピッチ(5社を予定)
- 2 結果発表及び審査委員講評
- 3 フォトセッション

#### 【開催場所】

TOKYO UPGRADE SQUARE (新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル25階)

### 1. 本事業の目的

東京が抱える様々な都政課題を解決するためには、民間から生まれた画期的な製品・サービスを活用することが重要です。

そこで東京都では、スタートアップによる都政課題解決に向けた製品等のピッチや、行政機関、VCや企業等との交流の場を創出するイベントを2019年12月から開催しています。

第36回ピッチイベントは「建築物の安全性を確保する審査業務の効率化・省力化」の取組として実施し、参加するスタートアップを募集します。

ピッチ審査で審査委員から都政課題の解決に資すると認められたスタートアップは、事業の協働等に向けて具体的な交渉を進めるきっかけを持つことができます。

ぜひご応募ください。

### 2. 主な応募対象

応募条件は、以下のとおりです。応募には、業種の制限はありません。

応募条件に該当するか判断に迷う場合は、運営事務局までご相談ください。

- 創業後10年未満又は第二創業後10年未満  
(注)一般社団法人、合同会社、個人事業主等も含まれます。  
また、第二創業には、製品・サービスの新しいリリースや大きな改良も含まれます。
- 応募テーマに合致した製品・サービスを有し、最新バージョンをリリースしてから5年以内
- 公序良俗に反する事業を行うなど、東京都が支援することが適さないと判断した企業等ではないこと

### 3. 応募テーマ

#### 『建築物の安全性を確保する審査業務の効率化・省力化』

東京消防庁では、建築物の安全性確保のために行われる建築確認の手続きの中で、建築物の構造、防火区画、内装、消防用設備等についての法令に適合しているか審査する消防同意事務を行っています。

現業務では法令への適合を職員が一つ一つ手作業で確認していますが、大規模建築物や複雑な構造の建築物の増加、審査に関係する法令の複雑化により、消防同意事務に要する時間や業務量が増大しております。

そこで、最新のIT技術等を活用し消防同意事務の一部を効率化・省力化できるソフトウェアを募集します。

#### ■期待するソフトウェアの機能

- ・建築物等に設置が義務付けられる消防用設備等の自動判定機能

・防火に関する規定の審査項目のチェックリスト作成機能

・関係法令の改正への迅速な対応が可能となる機能

※ 技術検証については、プライベートクラウド等庁外からのアクセスが出来ない環境下での実施を想定しています。

#### 4. 主な審査基準

次のような観点で審査し、5社(予定)を選出します。

- ・製品・サービスが上記応募テーマに合致しているか
- ・製品・サービスを用いて東京都と協働することにより、都政課題の解決に資することが見込まれるか
- ・製品・サービスに新規性・独創性があるか、ソーシャルインパクトがあるか
- ・財務状況等に問題がなく、製品・サービスの生産(提供)計画に適切性があるか

応募者全員に対し、事務局から結果を通知します。

#### 5. 応募手続き

##### (1) 応募スケジュール(予定)

応募期間	2023年12月19日(火)～2024年1月10日(水) 18時
書類審査結果通知	2024年1月12日(金)頃を予定
プレピッチ審査 (ピッチイベント登壇者選出)	2024年1月24日(水)午後を予定 ※オンラインによる実施

(注) 書類審査通過者には事務局等に対するプレピッチ(オンライン)を実施していただきます。

参加方法は審査通過者に別途ご連絡いたします。

応募に当たっては、1月24日(水)午後の日程を空けておいていただきますようお願いいたします。

##### (2) 提出書類

応募フォームへの記入及び公開可能なピッチ資料ドラフト版(以下の説明を含む。pdfファイル形式。10MB以内。)

- ・ 製品・サービスの名称・概要
- ・ 製品・サービスが応募テーマに合致していること
- ・ 製品・サービスを用いて東京都と協働することが都政課題解決に資すること
- ・ 東京都と契約する場合の内容や金額別プラン
- ・ 東京都との役割分担
- ・ 東京都との協働や製品・サービスの導入までの全体スケジュール

(注) 公開可能なピッチ資料ドラフト版は、少なくとも書類審査で利用します。

応募者全員が提出してください。

また、プレピッチ前、ピッチ本番前に、公開可能なピッチ資料を出し直すことができます。

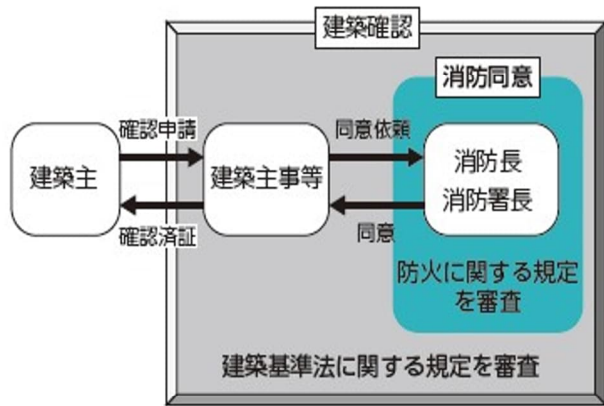
##### (3) 提出方法

<https://forms.gle/iLqWsAaP3GQOrSTP7> より、必要事項を応募フォームにご記入の上、ピッチ資料ドラフト版と合わせてお申し込みください。

#### 6. その他

状況により、ピッチイベントをオンラインで開催する可能性があります。

参考(消防同意について)



消防同意の処理期間	対象
7日	建築基準法第6条第1項第1号
	建築基準法第6条第1項第2号
	建築基準法第6条第1項第3号
3日	建築基準法第6条第1項第4号

表 消防同意の処理機関

図 建築確認と消防同意のイメージ

建築確認について定めた建築基準法第6条には、消防という語句は出てきません。消防という語句が出てくるのは建築基準法第93条で、確認の条件として、建築主事等は、消防長又は消防署長の同意を得なければならないと定められています。(中略)

消防同意の要件は、建築物の計画が「防火に関する規定に違反しないこと」です。防火に関する規定とは、具体的には、建築物の構造、防火区画、避難、内装、設備等、さらに建築物の敷地に関する事などです。これには、消防法令や同施行令、同施行規則、火災予防条例といった消防関係法令だけでなく、幅広く、法律、命令及び条例に規定されるものがすべて含まれます。消防同意時に消防機関が、消防用設備等だけでなく、防火区画や避難階段の構造など建築基準法令に規定されている内容についても審査しているのはこのためです。(中略)

したがって、消防関係法令以外でも、防火に関する規定に違反している場合には、消防長又は消防署長は同意することができないことになります。(中略)

消防同意制度は、建築主にとって1度の手続きで、建築と消防という2つの行政機関の関与が可能となるよう配慮されています。防火安全性を備えた建築物をつくるという目的のための極めて重要な意義のある制度です。

【HP】 コア東京Webから引用  
 「東京消防庁からのお知らせ ⑧ 消防同意について」